

（未）

三、 労働協約を結ぶ。

日給の半額を支給する事。

四、 公債の立替の自由

現在の公債利率は工場員の苦節を不利に振ふる事をもたぬ事  
と、協約に協賛相互間の公債の立替の自由を要求する。

五、 解雇の自由

勤務を月未協は日給を三月と六月と九月と十二月未協  
は六月と、三月以上は六月を、六月以上は九月を、九月以上は十二月を、  
給する事。

六、 退社金の支給

解雇の自由の半額を要求する。

決議

我々従業者は目的貫徹のため最後まで一致行動を誓ふ

五名の代表者と各々の会社の交渉を

以上

同協約は以上の如くならず、一方は協会の義務を放棄し従業者  
は今もその協約を打ち破り、事件はかたし給付を糾するべく  
〜。